

平成 25 年 7 月 11 日  
水管理・国土保全局河川環境課

## 事業者等が取り組む自衛水防への支援について ～水防法改正に伴う支援体制の強化～

全国各地で豪雨災害が多発する一方、水防団員の減少等による地域の水防力の弱体化が進む中で、多様な主体の参画による地域の水防力の強化が求められていることから、第183回国会において水防法が改正され7月11日から施行されます。

今般の水防法改正により、浸水想定区域内で市町村地域防災計画に定められた地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者（以下、「事業者等」という。）が避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置を行うこととなります。

国土交通省では、平成17年に全国の地方整備局等の河川関係事務所に「災害情報普及支援室」を設置して、これまで主として洪水ハザードマップを作成する市町村の支援を行ってまいりましたが、さらなる地域の水防力の強化を図るため、事業者等による自衛水防の取組についても「災害情報普及支援室」を相談窓口として積極的に支援してまいります。（別紙参照）

※各地方整備局等での相談窓口の設置状況については、各地方整備局等の記者発表資料をご覧ください。

（連絡先）

水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 ますだ なおき 舩田 直樹（内線：35454）

水防企画係長 おかざき しんいち 岡崎 慎一（内線：35456）

（代表）03-5253-8111 （直通）03-5253-8460 （FAX）03-5253-1603

- 市町村地域防災計画に定める浸水想定区域内の地下街、高齢者等利用施設、大規模工場等（以下「事業所等」）の所有者等に対し、市町村長から洪水予報等が直接伝達されます。
- 上記事業所等について、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等が規定されました。

※赤字は今回の法改正で拡充

事業所等	地下街	高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者利用施設	大規模工場等 (申出のあったもの)(※注)
措置の義務付け	義務 (市町村長からの指示に従わない場合、公表の措置あり)	努力義務	努力義務
措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難確保計画の作成</li> <li>・浸水防止計画の作成</li> <li>・訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難確保計画の作成</li> <li>・訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水防止計画の作成</li> <li>・訓練の実施</li> </ul>
自衛水防組織	<u>自衛水防組織の設置義務あり、</u> 構成員の市町村長への報告	<u>自衛水防組織を設置した場合、</u> 構成員の市町村長への報告	<u>自衛水防組織を設置した場合、</u> 構成員の市町村長への報告

注：大規模工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの

## 【サポート体制】

国の河川関係事務所内の「災害情報普及支援室」において、事業者等の皆様に対し、計画作成、訓練の実施等の技術的助言を行いますので、ご活用ください。

平成25年7月11日  
中部地方整備局  
水災害予報センター

## 事業所等の自衛水防を支援します！

～水防法改正に伴う支援体制の強化～

7月11日から施行される改正水防法において、地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等（以下「事業所等」という。）による自主的な避難確保、浸水防止等の自衛水防の取組を促進することとなりました。

このため、中部地方整備局では、河川関係事務所に相談窓口を設け、事業所等の自衛水防の取組を積極的に支援していきます。

### 【ポイント】

- ・全国各地で豪雨災害が多発する一方、水防団員の減少等による地域の水防力の弱体化が進む中で、多様な主体の参画による地域の水防力の強化が求められていたことから、第183回国会において水防法が改正されました。
- ・今般の水防法改正により、市町村地域防災計画に定められた事業所等の所有者又は管理者が、避難確保計画や浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置を行うこととなります。

【配布先】 中部地方整備局記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、静岡県政記者クラブ、三重県政記者クラブ、三重第二県政記者クラブ、沼津記者クラブ、三島記者クラブ、富士記者クラブ

問い合わせ先：国土交通省中部地方整備局 河川部

水災害予報センター	センター長	<small>こばやし かつじ</small> 小林克治	電話	052-685-5117
	課長補佐	<small>おぼたの ぶゆき</small> 尾畑伸之		(同上)

○相談窓口（災害情報普及支援室）について

（１）支援内容（例）

- 避難確保計画や浸水防止計画を作成する際の助言
- 自衛水防組織を設置する際の助言
- 自衛水防組織の訓練を行う際の助言
- 自衛水防組織の訓練と併せての洪水予報等の情報伝達訓練の実施

（２）自衛水防に係る事業所等

事業所等 （浸水想定区域内で市町村地域防災計画に記載）	地下街等	高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者利用施設	大規模工場等 （申出のあったもの）
措置の取扱	義務	努力義務	努力義務
措置の目的	避難の確保 浸水の防止	避難の確保	浸水の防止
措置の内容	計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置		
公共側からの支援措置	市町村長から洪水予報等の情報を事業所等の所有者・管理者、自衛水防組織の構成員に直接伝達		

（３）相談窓口（災害情報普及支援室）

○沼津河川国道事務所

【体制】

構成員	役職	氏名	連絡先（電話）
室長	副所長	國村 一郎	[調査第一課] 055-934-2009
スタッフ	調査第一課長	丹羽 俊一	
	調査係長	岩越 俊樹	
	水防企画係長	佐藤 慎一	
	水防調整係長	村山 貴紀	

【対象市町村】

河川名	市町村名
狩野川	沼津市、三島市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町
その他	熱海市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、長泉町、小山町

○静岡河川事務所

【体制】

構成員	役職	氏名	連絡先（電話）
室長	副所長（調査）	岩間 登	[調査課] 054-273-9100
スタッフ	調査課長	川上 哲広	
	水防企画係長	佐々木 亮介	

【対象市町村】

河川名	市町村名
安倍川	静岡市
大井川	島田市、焼津市、藤枝市、吉田町
その他	御前崎市、牧之原市、川根本町

○浜松河川国道事務所

【体制】

構成員	役職	氏名	連絡先（電話）
室長	副所長	竹田 達也	[調査第一課] 053-466-0116
スタッフ	調査第一課長	折原 正人	
	水防企画係長	芥川 哲	

【対象市町村】

河川名	市町村名
菊川	掛川市、菊川市
天竜川	浜松市、磐田市
その他	静岡県 袋井市、湖西市、森町 愛知県 東栄町、豊根村

○豊橋河川事務所

【体制】

構成員	役職	氏名	連絡先（電話）
室長	副所長	森 隆好	[調査課] 0532-48-8107
スタッフ	調査課長	丹羽 隆志	
	水防企画係長	小澤 英敏	

【対象市町村】

河川名	市町村名
豊川	豊橋市、豊川市、新城市
矢作川	岡崎市、碧南市、豊田市、安城市、西尾市、高浜市、幸田町
その他	刈谷市、蒲郡市、知立市、田原市、みよし市、設楽町

○庄内川河川事務所

【体制】

構成員	役職	氏名	連絡先（電話）
室長	副所長	下家 時洋	[事務所代表] 052-914-6711
スタッフ	調査・品質確保課長	臼田 文昭	
	建設専門官 専門職 水防企画係長	田中 靖久 山本 幸広 酒井 雅央	

【対象市町村】

河川名	市町村名
庄内川	岐阜県 多治見市、土岐市 愛知県 名古屋市、春日井市、小牧市、清須市、北名古屋市、あま市、豊山町、大治町
その他	岐阜県 瑞浪市、恵那市 愛知県 瀬戸市、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町、大口町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

○木曾川下流河川事務所

【体制】

構成員	役職	氏名	連絡先（電話）
室長	副所長	戸谷 三知郎	[調査課] 0594-24-5715
スタッフ	調査課長	小林 賢也	
	調査課専門官	渡辺 昭彦	
	調査課計画係長	生駒 和昭	

【対象市町村】

河川名	市町村名
木曾川下流	愛知県：津島市、愛西市、弥富市、蟹江町、飛島村 三重県：桑名市
長良川下流	岐阜県：海津市 愛知県：愛西市 三重県：桑名市
揖斐川下流	岐阜県：海津市 三重県：桑名市
その他	三重県：いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町

○木曾川上流河川事務所

【体制】

構成員	役職	氏名	連絡先（電話）
室長	副所長	稲葉 傑	[防災情報課] 058-251-4265
スタッフ	防災情報課長	西嶋 裕詞	
	調査課長	齋藤 正徳	
	建設監督官	川尻 耕成	
	調査係長	松本 洋和	

【対象市町村】

河川名	市町村名
木曾川中流	岐阜県 岐阜市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、岐南町、 笠松町、坂祝町 愛知県 一宮市、江南市、稲沢市、扶桑町
長良川中流	岐阜県 岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、瑞穂市、笠松町、 輪之内町、安八町、北方町
揖斐川中流	岐阜県 大垣市、瑞穂市、本巣市、養老町、垂井町、神戸町、 輪之内町、安八町、大野町
その他	岐阜県 高山市、関市、中津川市、美濃市、山県市、飛騨市、 郡上市、下呂市、関ヶ原町、揖斐川町、池田町、富加町、 川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、 御嵩町、白川村 愛知県 犬山市

○三重河川国道事務所

【体制】

構成員	役職	氏名	連絡先（電話）
室長	副所長	川原林 哲也	[調査第一課] 059-229-2216
スタッフ	調査第一課長	松山 康忠	
	計画係長	岡本 祐司	
	水防企画係長	真弓 浩	

【対象市町村】

河川名	市町村名
鈴鹿川	四日市市、鈴鹿市、亀山市
雲出川	津市、松阪市
櫛田川	松阪市、多気町、明和町
宮川	伊勢市、玉城町
その他	名張市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市、大台町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町

○天竜川上流河川事務所

【体制】

構成員	役職	氏名	連絡先（電話）
室長	副所長（河川）	松尾 修	[調査課] 0265-81-6415
スタッフ	調査課長	菊池 五輪彦	
	水防企画係長	澤田 宗也	

【対象市町村】

河川名	市町村名
天竜川	飯田市、伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、豊丘村
その他	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下篠村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、大鹿村、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、木曾町

※ 河川名 : 直轄管理区間を対象（支川を含む）

河川名の覧 : 浸水想定区域に係る市町村

その他の覧 : 浸水想定区域外の市町村